

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 6 日

公益社団法人日本通信販売協会 御中

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室

インターネット販売事業者・通信販売事業者向けの家電リサイクル法に関する説明会の配布資料について（周知依頼）

平素より家電リサイクル行政の取組に御協力いただき、ありがとうございます。

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する小売業者に該当するインターネット販売事業者・通信販売事業者については、家電リサイクル法の遵守が国の審議会等において強く求められているところです。

平成 30 年 2 月に、経済産業省及び環境省において、インターネット販売事業者・通信販売事業者向けの家電リサイクル法に関する説明会を開催しました。

当該説明会の配布資料について、この度、下記ページに掲載いたしましたので、貴会の会員のうち特定家庭用機器（いわゆる家電 4 品目）の小売り販売を行っている者に対して、本説明会の配布資料の内容を周知していただきたく、お願い申し上げます。

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/shiryousyu/shiryou.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html)

また、インターネット販売事業者・通信販売事業者向けのチラシについても御用意しておりますので、併せて御活用ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/shiryousyu/recycle\\_ec.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_ec.pdf)

担当  
経済産業省商務情報政策局  
情報産業課環境リサイクル室  
鈴木、安藤  
03-3501-6944